	_
	4
	7
	(
	-
	-
	1
	!
	•
	,
	(
	J
	,
	1
	1 1 1 N
	Ī
	!
	1
	(
	_
	1
	•
	Ī
	_
	_
	,
	ì
	11/1
	1
	1
	7
	_
	,
	1
	-
	2
	_
	2
	ĺ
	_
	ļ
	1
	-
	-

(傍線部分は修正部分)

(厚生年金保険法の一部改正) (略) (略) (略) (略) (略) (略) (略) (略) (略) (略	修正後
(厚生年金保険法の一部改正) (略) (略) (略) (略) (高用事業所に関する経過措置等) (適用事業所に関する経過措置等) (当園を設置する者(法人を除き、その設置する一の幼稚園を設置する者又は同項に規定する総合こども園において常時使用する従業員の数が五人及みなされる私立の幼稚園を設置する者又は同項に規定する総合こども園において常時使用する従業員の数が五人東流であるものに限る。)は、この法律の適用については、当分の表満であるものに限る。)は、この法律の適用については、当分の表満であるものに限る。)は、この法律の適用については、当分の情、第六条第一項第二号に規定する法人とみなす。	修正前

規定する法人とみなす。

(略)

2 •

附則

(調整規定)

第八十六条 第 いう。 七号) 置する者又は特例設置幼保連携型認定こども園 ては、 保連携型認定こども園」 設置する一 り設置された幼保連携型認定こども園 する教育、 ける改正後厚生年金保険法附則第二条の三第一項の規定の適用につい 法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律(平成二十四年法律 る法律 \mathcal{O} 保育等の総合的な提供の推進に関する法律 幼稚園」とする。 同項中 以下この項において同じ。 第二条第七項に規定する幼保連携型認定こども園をいう。 (平成二十四年法律第 号) 保育等の総合的な提供の推進に関する法律の一 施行日が子ども・子育て支援法及び就学前の子どもに関す 保育等の総合的な提供の推進に関する法律 の幼稚園、 の施行の日前となる場合には、 同項に規定するみなし幼保連携型認定こども園を設 みなし幼保連携型認定こども園又は特例設置! とあるのは、 を設置する者 号) 「(法人を除き、 (就学前の子どもに関する教育 附則第四条第 同日の前日までの間にお (平成十八年法律第七十 (就学前の子どもに関 (法人を除き 一項の規定によ \mathcal{O} その設置する 部を改正する 部を改正す その

2·3 (略)

略)

附 則

(調整規定)

第八十六条 \mathcal{O} 中 厚生年金保険法附則第二条の三第一 に伴う関係法律の整備等に関する法律 の施行の日前となる場合には、 設置する一の幼稚園又は同項に規定する総合こども園」とあるの 又は同項に規定する総合こども園を設置する者 (法人を除き、その設置する一の幼稚園」とする。 施行日が子ども・子育て支援法及び総合こども園法の 同日の前日までの間における改正後 項の規定の適用については、 (平成二十四年法律第 (法人を除き、 施行 同 項 そ 号

第八十七条 国民年金法の一部を次のように改正する。

(国民年金法の一部改正)

第八十七条

国民年金法の一部を次のように改正する。

(国民年金法の一部改正)

略

(略)

- 2 -

老齢厚生年金に相当するものとして政令で定めるものに限る。)の受金保険法附則第七条の三第三項又は第十三条の四第三項の規定による法」に改め、「又は他の被用者年金各法による退職共済年金(厚生年附則第九条の二の三中「、厚生年金保険法」を「又は厚生年金保険

(略

給権者」

を削る。

第八十八条 国民年金法等の一部を改正する法律(昭和六十年法律第三(国民年金法等の一部を改正する法律の一部改正)

十四号)の一部を次のように改正する。

(町)

二項 う。 学校振興 者であつた期間」 間の確認 間及び共済組合の組合員又は私学教職員共済制 た期間又は昭 被保険者であつた期間」とあるのは 険者期間 は」に改め、 は」を「若しくは同項第四号に規定する第四号厚生年金被保険者期間 (以下この条において 附則第八条の二の見出しを 1掲げる期間であつて昭 「日本私立学校振興 この特例) (以下この条において「第四号厚生年金被保険者期間」 (第一号を除く。 共済事業団 和六十年改正法附則第八条第二項各号 「第三十一 「若しくは私学教職員共済制度の加入者であつた期間又 を に改め、 「又は同項第四号に規定する第四号厚生年金被保 の確認を 一条第六項」 「第四号厚生年金被保険者期間」という。 ・共済事業団の確認」 和六十一 同条中 に掲げる期間であつて昭和六十一年四月 「(厚生年金保険の被保険者であ 当該昭 と 年四月一日前の期間に係るもの」 「厚生年金保険の被保険者であ 「又は私学教職員共済制度の の 下 に 和 六十年改正法附則 とあるのは $\overline{\ }$ 度の加入者であ (第 「厚生年金保険 一号を除く。 「日本私立 第八条第 いつた期 0 又 とい 加入 た期

> 老齢厚生年金に相当するものとして政令で定めるものに限る。 法 給権者」 金保険法附則第七条の三第三項又は第十三条の四 附 に改め、 三則第九条の二の を削る。 「又は他の被用者年金各法による退 五中 厚生年金保険法」を |第三項の規定による !職共済年金 「又は厚生年金保険 (厚生年 受

(略)

(国民年金法等の一部を改正する法律の一部改正)

十四号)の一部を次のように改正する。 第八十八条 国民年金法等の一部を改正する法律(昭和六十年法律第三

(略)

二項各号 学校振興 被保険者であつた期間」とあるのは う。)」に、 険者期間 者であつた期間」 間の確認の特例) 間及び共済組合の組合員又は私学教職員共済制度の た期間又は昭和六十年改正法附則第八条第二項各号 は」に改め、 は」を「若しくは同項第四号に規定する第四号厚生年金被保険者期間 (以下この条において 附則第八条の二の見出しを「(厚生年金保険の被保険者であつ .掲げる期間であつて昭和六十一年四月一日前の 「日本私立学校振興・共済事業団の確認」 (第一号を除く。 (以下この条において「第四号厚生年金被保険者期間 共済事業団の 「第三十二条第八項」 「若しくは私学教職員共済制度の加入者であつた期間又 を「又は同項第四号に規定する第四号厚生年金被保 に改め、 「第四号厚生年金被保険者期間」という。 確認を、 同条中 に掲げる期間であつて昭和六十一年四月 当該昭和六十年改正法附則第八 실 「厚生年金保険の被保険者であつ 「又は私学教職員共済制度の の 下 に とあるのは \neg 期間に係るもの」 加入者であ (第一号を除く。 「厚生年金保険 日 1本私立 とい た期 た期 加 又 \mathcal{O} 入

は日本私立学校振興・共済事業団の確認」と」を加える。応じそれぞれ当該国家公務員共済組合連合会、地方公務員共済組合又一日前の期間に係るものについては、当該各号に掲げる期間の区分に

(略)

改め 険の実施者」 立学校教職員共済組合法等 附則第三十五条第一 同 項 第 に改め、 号中 一項中 昭 同条第二項中 和六十年私立学校教職員共済改正法 \mathcal{O} 「厚生年金保険の管掌者」 部を改正する法律 「年金保険者」を (昭和六十年法律第 を 「実施機関 「厚生年金 を 私 に 保

8

百六号)」に改める

八十二号)の一部を次のように改正する。第九十一条 厚生年金保険法等の一部を改正する法律(平成八年法律第(厚生年金保険法等の一部を改正する法律の一部改正)

(略)

に改め、 第十二項中 十八条第一項」に、 年金保険の実施者」 第十五項」 三項」を 五項まで」 第十一項」に、 一元化法改正前国共済法」に、 附則第十六条第一項中 同条第二項中「第五項、第六項、 「第六項から第八項まで、 に改め、 「第七十七条、 「同法」を「平成二十四年一元化法改正前国共済法 「第十一項から第十三項まで」を「第十三項から第十 に改め、 同条第三項中「厚生年金保険の管掌者」 「第九十条第一項及び第四項」を「第九十条第一 「国家公務員共済組合法」 第七十八条」を 同条第十三項を同条第十五項とし、 第十項、 第九項」を「、 第九項、第十二項及び第十 「第七十七条第一項、 第十一項、 第五項、 を「平成二十四 第十四項及び 第十項 を 厚生 同条 第七 年

は日本私立学校振興・共済事業団の確認」と」を加える。応じそれぞれ当該国家公務員共済組合連合会、地方公務員共済組合又一日前の期間に係るものについては、当該各号に掲げる期間の区分に

略)

に、 \mathcal{O} 改正法附則第六条第 険の実施者」 私立学校教職員共済改正法」という。 附則第三十五条第一項中 部を改正する法律 「年金保険者」を に改め、 項 同条第二項中 「実施機関」 (昭和六十年法律第百六号。 〈第三号イ」 「厚生年金保険の管掌者」 に改める を 「昭和六十年私立学校教職員共済 「私立学校教職員共済組合法等 附則第六条第 以 を 一項第三号イ_ 「厚生年金保 昭 和六十年

(略)

八十二号)の一部を次のように改正する。第九十一条 厚生年金保険法等の一部を改正する法律(平成八年法律第(厚生年金保険法等の一部を改正する法律の一部改正)

(略)

とし、 に改め、同条第二項中「第五項、第六項、第九項、第十二項から第十 五項まで」に、 第十一項」に、 を「厚生年金保険の実施者」 から第十七項まで」に改め、 五項まで」 一元化法改正前国共済法」に、 附則第十六条第一項中 同 同条第十二項中「第七十七条、 条第十四項を同条第十六項とし、 を「第六項から第八項まで、第十項、第十一項、 「同法」を「平成二十四年一元化法改正前国 「第十一項から第十三項まで」を 「国家公務員共済組合法」 に改め、 同条第三項中 「、第九項」を「、 第七十八条」を「第七十七条第 同条第十五項を同条第十七項と 同条第十三項を同条第十五項 「厚生年金保険の管掌者」 「第十三項から第十 第五項、 を「平成二十四 第十四 当共済法」 第十項、 項

項を同条第六項とし、 第七項中 を び第四号に掲げる法律」 条第十一項とし、 金保険の実施者」 及び第五 「読替えその他必要な事項」 同項を同条第九項とし、 一項とし、 「厚生年金保険の管掌者」を「厚生年金保険の実施者」 項 に改め、 に改め、 同条第八項中 同条第十項中 同項の次に次の一項を加える。 を 同項を同条第十四項とし、 同項を同条第十二項とし、 「厚生年金保険法」 同条第六項を同条第八項とし に改め、 「厚生年金保険の管掌者」 「同法第五条第 同項を同条第十項とし、 に、 一項第一号、 同条第十 「技術的読替え」 同条第九項を同 を 第三号及 項 同 「厚生年 条第五 に改 同条 を同

7 略

(略

第九十三条 〈厚生年金保険制度及び農林漁業団体職員共済組合制度の統合を図る の農林漁業団体職員共済組合法等を廃止する等の法律の一 厚生年金保険制度及び農林漁業団体職員共済組合制度の統 部改正

平成十三年法律第百

一号)

0

部を次のように改正する。

合を図るための農林漁業団体職員共済組合法等を廃止する等の

法律

項 項から第二十二項まで」に改め、 を :ら第二十二項まで」に改め、 、及び第二十項」 附則第十六条第一項中 「第七十八条第一項」に改め、 「厚生年金保険の実施者」 を 第十二項、 第十九項及び第二十項」を「及び第十九 同条第三項中 に改め、 同条第二項中 同項を同条第二十二項とし、 第十六項、 同条第二十項中 「厚生年金保険の管掌者 第十七項及び第二十項 第十五項、 「第七十八条 第十九 同条

> とし、 施者」 的読替え」を 第九項を同条第十一項とし、 を「厚生年金保険の実施者」 十一項を同条第十三項とし、 項、 十条第一 同条第五項を同条第六項とし、 第三号及び第四号に掲げる法律」を「厚生年金保険法」に、 に改め、 同条第七項中 第七十八条第 項及び第五項」 「読替えその他必要な事項」 同項を同条第九項とし、 項」 「厚生年金保険の管掌者」を に、 に改め、 に改め、 同条第十項中 同条第八項中 「第九十条第 同項の次に次の 同項を同条第十四項とし 同項を同条第十二項とし、 同条第六項を同条第八項とし に改め、 「厚生年金保険の管掌者」 「同法第五条第一項 一項及び第四 一項を加える。 「厚生年金保険 同項を同条第十項 項 第 同条第 を 「技術 の実 同条 号

略

7

略

ため (厚生年金保険制度及び農林漁業団体職員共済組合制度の統合を図 の農林漁業団体職員共済組合法等を廃止する等の法律の一部改正 る

第九十三条 平成十三年法律第百 合を図るための農林漁業団体職員共済組合法等を廃止する等の 厚生年金保険制度及び農林漁業団体職員共済組合制 号) 0 部を次のように改正する。 度の 法律

条第二十四項とし 項から第二十二項まで」に改め、 第二十項から第二十四項まで」に改め、 九 「項から第二十二項まで」を 管掌者」 附則第十六条第一項中 を 「厚生年金保険の 同条第二十一項を同条第二十三項とし 第十九項及び第二十項」を 実施者 同条第二項中 第十二項、 に改め、 同条第三項中 第十六項、 「、第十五項及び第十 同 条第 「厚生年金保険 第十七項及び 「及び第十九 同条第二 項 を同

し、第十五項を第十七項とし、第十四項の次に次の二項を加える。二十項とし、同条中第十七項を第十九項とし、第十六項を第十八項と「同法第五条第一項各号に掲げる法律」を「厚生年金保険法」に、「「同法第五条第一項各号に掲げる法律」を「厚生年金保険法」に、「「東大小領」に改め、同項を同条第二十一項とし、同条第十八項中原とし、第九十条第一項及び第四項」を「第七十八条第一項、第九十条第一項とし、第十九項中「第七十七条」を「第七十八条第一項」に、「第七十八条第一項」に、「第七十八条第十九項中「第七十七条」を「第七十八条第十項」に、「第七十八条

15 · 16 (略)

(略

十年法律第百五号)の一部を次のように改正する。第九十八条 国家公務員等共済組合法等の一部を改正する法律(昭和六(国家公務員等共済組合法等の一部を改正する法律の一部改正)

(略)

(削除)

(削除

削除

改め、 に、 十項中 年金保険法」に、 二十二項とし、 の二項を加える。 十六項を第十八項とし、 項、 同条第十八項中 同項を同条第二十項とし、 第九十条第一項及び第五項」に改め、 「第七十八条、第九十条第一項及び第四項」を「第七十八条第 「第七十八条」を「第七十八条第一項」に改め、 同条第十九項中「第七十七条」を「第七十七条第一項 「技術的読替え」を「読替えその他必要な事項」に 「同法第五条第一項各号に掲げる法律」を「厚生 第十五項を第十七項とし、 同条中第十七項を第十九項とし、 同項を同条第二十一項と 第十四項の次に次 同項を同 条第 第

15 16 (略)

(略)

十年法律第百五号)の一部を次のように改正する。第九十八条 国家公務員等共済組合法等の一部を改正する法律(昭和六(国家公務員等共済組合法等の一部を改正する法律の一部改正)

(略)

退職年金等に関する処分について」 附則第四 下に 十条のご 同法第百八条第二項及び第百八条の 第三 項 中 前 を加える。 項 を 「前項」 0) 改 \equiv 8 規定は当該 7

附則第四十条の三に次の一項を加える。

る処分について準用する。 の規定により同法の規定を適用するものとされた退職年金等に関す 国民年金法第百八条第二項及び第百八条の二の三の規定は、前項

は当該障害年金に関する処分について」を加える。 ついて」 附則第四十二条の二第四項中 0 下に 同法第百八条第 第 一項及び第百八条の 項 を 第 項 0) に改め、 の 規定

略

(削除

第九十九条 (国家公務員共済組合法等の一部を改正する法律の一部改正) 国家公務員共済組合法等の一部を改正する法律

(平成十六

年法律第百三十号) の一部を次のように改正する。

附則第八条の六中 「第九十九条第三項第二号」を 「第九十九条第四

項第二号」に改める。

(地方公務員等共済組合法等の一部を改正する法律の一部改正)

第百二条 年法律第百八号) 地方公務員等共済組合法等の一部を改正する法律 の一部を次のように改正する。 (昭和六十

(削除

(削除

(略)

附則第六十五条の 次に次の 条を加える。

(事務の区分)

第六十五条の二 附則第四十条の二第三項 第四十条の三第 一項及び

第四十二条の二第四項において準用する国民年金法第百八

条の二の

治法 三の規定により市町村が処理することとされている事務は、 (昭和二 一十二年法律第六十七号) 第 一条第九項第 一号に規定す 地方自

る第 一号法定受託事務とする。

(国家公務員共済組合法等の一部を改正する法律の一 部改正)

第九十九条 年法律第百三十号)の一部を次のように改正する。 国家公務員共済組合法等の一部を改正する法律 (平成十六

附則第八条の八中 「第九十九条第三項第二号」を 「第九十九条第四

項第二号」に改める。

(地方公務員等共済組合法等の一部を改正する法律の一部改正)

第百二条 年法律第百八号)の一部を次のように改正する。 地方公務員等共済組合法等の一部を改正する法律 (昭和六十

(略)

附則第四 十七条の一 第三 項中 前項」 を 「前項」 に改め、

当該退職年金等に関する処分について」を加える。 いて」の下に 同法第百八条第二項及び第百八条の二の三の規定は

附則第四十七条の三に次の 項を加える。

2 規定により同法の規定を適用するものとされた退職年金等に関す 国民年金法第百八条第二項及び第百八条の二の三の規定は、 前項

る処分について準用する。

(略) (削除) (削除)

十年法律第百六号)の一部を次のように改正する。第百三条 私立学校教職員共済組合法等の一部を改正する法律(昭和六

(略

(削除

定は当該障害年金に関する処分について」を加える。について」の下に「、同法第百八条第二項及び第百八条の二の三の規附則第四十八条の二第四項中「、第二項」を「第二項」に改め、「

(略)

附則第百二十四条の次に次の一条を加える。

(事務の区分)

第一号に規定する第一号法定受託事務とする。
事務は、地方自治法(昭和二十二年法律第六十七号)第二条第九項第二項及び附則第四十八条の二第四項において準用する国民年金法第百二十四条の二 附則第四十七条の二第三項、附則第四十七条の三

十年法律第百六号)の一部を次のように改正する。第百三条 私立学校教職員共済組合法等の一部を改正する法律(昭和六(私立学校教職員共済組合法等の一部を改正する法律の一部改正)

略)

附則第六条の次に次の一条を加える。

(事務の区分)

第六条の二 私立学校教職員共済法第四十八条の二の規定によりその第六条の二 私立学校教職員共済法第四十八条の二の規定により市町村が処理することとされている事務は、地方自治法(昭和二十二年法律第一十七号)第二条第九項第一号に規定する第一号法定受託事務とする。

RFYA 私立学交教職員共済去等の一部を女E計る去聿(平戈上(私立学校教職員共済法等の一部を改正する法律の一部改正)

法律第百三十一号)の一部を次のように改正する。 第百四条 私立学校教職員共済法等の一部を改正する法律(平成十六年

略)

(削除

る法律の一部を次のように改正する。第百六条 社会保障協定の実施に伴う厚生年金保険法等の特例等に関す

六十一条」に改め、同号を同条第五号とする。 第三号とし、第六号を第四号とし、同条第七号中「第百三条」を「第一第二条中第二号及び第三号を削り、第四号を第二号とし、第五号を

(略)

条第四項中 第十四条第二項第三号ロ」を「第十三条第二項第三号ロ」に改め、 項第三号イ」を「第十三条第二項第三号イ」に改め、 付」及び「遺族厚生年金等」を「遺族厚生年金」 六条とし 十三条」を「第十二条」に改め、 第十七条第一項中「第十一条第一項」を「第十条第一項」に、 同条の 「被用者年金各法による死亡を支給事由とする年金たる給 次に次の 条を加える 同条第二項第一号中 に改め、 同項第二号中 「第十四条第二 同条を第十 「第 同

第十七条 削除

(私立学校教職員共済法等の一部を改正する法律の一部改正)

法律第百三十一号)の一部を次のように改正する。 第百四条 私立学校教職員共済法等の一部を改正する法律(平成十六年

を「日本私立学校振興・共済事業団法(平成九年法律第四十八号)第附則第二条の五第三項中「私立学校教職員共済法による長期給付」

略)

一十三条第

一項第七号に規定する保険給付」に改める。

る法律の一部を次のように改正する。第百六条 社会保障協定の実施に伴う厚生年金保険法等の特例等に関す

第十七条の二」を「第十七条」に、(中略)改める。「第十三条」を「第十二条」に、「第十四条」を「第十三条」に、「日次中「第十条」を「第九条」に、「第十一条」を「第十条」に、

とする。

お二条中第二号及び第三号を削り、第四号を第二号とし、第六号を第四号とし、同条第七号中「第百三条」を「第二条中第二号及び第三号を削り、第四号を第二号とし、第五号を

略)

六条とする。

「第十二条」の項中「第十二条」に改め、同条を第十年条第四項中「被用者年金各法による死亡を支給事由とする年金たる給第十四条第二項第三号ロ」を「第十三条第二項第三号ロ」に改め、同項第二号中「項第三号イ」を「第十二条」に改め、同項第二号中「項第三号イ」を「第十二条」に改め、同項第二号中「第十四条第一項中「第十一条第一項」を「第十条第一項」に、「第一条とする。

第十七条の二中「第十一条から第十三条まで」を「第十条から第十

第百二十九条 第百五十八条 子ども・子育て支援法 第百十八条 (表略 の一部を次のように改正する。 る字句とする。 る場合には、 る法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律の施行の目前であ する教育、 第十八条 (調整規定) (略) (略) (子ども・子育て支援法の一部改正) 略 附則第十九条から第三十一条までを削る。 附則第十八条を次のように改める。 附則第六条中「第十一条第一項」を「第十条第一項」に改める。 保育等の総合的な提供の推進に関する法律の一部を改正す 削除 削除 前条中次の表の上欄に掲げる字句は、 施行日が子ども・子育て支援法及び就学前の子どもに関 (平成二十四年法律第 同表の下欄に掲げ 号) 第百五十八条 第百二十九条 第百十八条 (表略) る。 の一部を次のように改正する。 行に伴う関係法律の整備等に関する法律の施行の日前である場合には ように改正する。 則第十八条とする。 九条の二」を「第十八条」に改める。 二条まで」 (略) (略 (略) (略) (子ども・子育て支援法の一部改正) (調整規定) (地方自治法の 前条中次の表の上欄に掲げる字句は、 附則第三十条及び第三十一条を削る。 附則第十八条から第 附則第六条中「第十一条第一項」を「第十条第一項」に、 地方自治法 に改め 子ども・子育て支援法 施行日が子ども・子育て支援法及び総合こども園法の施 部改正) 同条を第十七条とする。 (昭和) 一十九条までを削り、 二十二年法律第六十七号) (平成二十四年法律第 同表の下欄に掲げる字句とす 附則第二十九条の二を附 (T)

号

部を次の

第二十

でに掲げるものを除く。)」を加える。第六十九条第一項第一号中「事業主」の下に「(次号から第四号ま

る額」 表の上欄に掲げる法律」を 員共済法第二十二条第十一項に規定する産前産後休業」を削り、 四条の二第二項第五号に規定する産前産後休業若しくは私立学校教職 条第十一項に規定する産前産後休業、 酬月額及び標準賞与額」に改め、 掛金の計算の基礎となる同表の中欄に掲げる額及び同表の下欄に掲げ を削る。 金を免除し、 第七十条第一項中「次の表の上欄に掲げる法律に基づく保険料又は を「厚生年金保険法に基づく保険料の計算の基礎となる標準報 若しくは徴収しない」を「行わない」 「厚生年金保険法」に、 国家公務員共済組合法第四十二 地方公務員等共済組合法第百十 に改め、 「行わず、 同項の表 又は掛 同

金法等の一部を改正する法律の一部改正)(公的年金制度の財政基盤及び最低保障機能の強化等のための国民年

めの国民年金法等の一部を改正する法律(平成二十四年法律第第百五十九条(公的年金制度の財政基盤及び最低保障機能の強化等のた

2) の一部を次のように改正する。

(略)

額」を「標準報酬月額」に、「給与月額」を「報酬月額」に、中「標準給与の等級」を「標準報酬月額の等級」に、「標準給与の月第十九条のうち私立学校教職員共済法第二十二条第一項の改正規定

第三十一級 六二〇、〇〇〇円 六〇五、〇〇〇円以上

を

「第三十一級 | 六二〇、○○○円 | 六○五、○○○円以上 | 六三

に掲げるものを除く。)」を加える。 (次号から第四号まで第七十条第一項第一号中「事業主」の下に「(次号から第四号まで

表を削る。 掛金を免除し、 同表の上欄に掲げる法律」を 職員共済法第二十二条第十一項に規定する産前産後休業」を削り、 十四条の二第二項第五号に規定する産前産後休業若しくは私立学校教 二条第十一項に規定する産前産後休業、 報酬月額及び標準賞与額」に改め、 げる額」を「厚生年金保険法に基づく保険料の計算の基礎となる標準 は掛金の計算の基礎となる同表の中欄に掲げる額及び同表の下欄に掲 第七十一条第一項中「次の表の上欄に掲げる法律に基づく保険料又 若しくは徴収しない」を「行わない」 「厚生年金保険法」に、 国家公務員共済組合法第四十 地方公務員等共済組合法第百 に改め、 「行わず、 同項 又は Ō

金法等の一部を改正する法律の一部改正)(公的年金制度の財政基盤及び最低保障機能の強化等のための国民年

号)の一部を次のように改正する。めの国民年金法等の一部を改正する法律(平成二十四年法律第第百五十九条 公的年金制度の財政基盤及び最低保障機能の強化等の

た

略)

額」を「標準報酬月額」に、「給与月額」を「報酬月額」に、中「標準給与の等級」を「標準報酬月額の等級」に、「標準給与の月第十九条のうち私立学校教職員共済法第二十二条第一項の改正規定

| 第三十二級 | 六二〇、〇〇〇円 | 六〇五、〇〇〇円以上

を

第三十二級 六二〇、〇〇〇円 六〇五、〇〇〇円以上 六三

〇〇〇円よ満
○五五、○○○円未満○五五、○○○円以上
○五五、○○○円未満
00五、000円以上
○○○円未満
000円以上
〇〇〇円未満
000円以上
○○○円未満
〇〇〇円以上
○○○円未満・
〇〇〇円以上
○○○円未満
〇〇〇円以上
○○○円未満
〇〇〇円以上
○○○円未満
000円以上
○○○円未満
〇〇〇円以上
〇〇〇円未満
〇〇〇円以上
○○○円未満

r																								
第四	第四		第四		第四十		第四十		第四十級		第三十		第三		第三		第三		第三		第三		第三	
第四十五級	第四十四級		第四十三級		十二級				十級		十九級		第三十八級		第三十七級		第三十六級		第三十五級		第三十四級		第三十三級	
	秋		秋		形义		級		-1-															
``			``	一 円			九八〇、		九三〇、		八八〇、		八三〇、		七九〇、		七五〇、		七一		六八〇、		六五〇、	
<u>-</u>			71		$\stackrel{=}{\bigcirc}$		Ó		Ó		Ó		Q		Q		Ó		$\stackrel{\checkmark}{\circ}$		Ó		\circ	
	五〇		九〇、		\bigcirc		000		000		$\bigcirc\bigcirc\bigcirc\bigcirc$		000		\bigcirc		\bigcirc		000		\bigcirc		\bigcirc	
\bigcirc	0		\bigcirc		\bigcirc		〇 円) 円) 円		〇 円		000円		〇〇〇円		〇 円) 円			
		_				\cap		五、		五.		Ŧ	八	0		\cap		\cap		五.		五、		五、
`	` `	`	`	`	`	0	九五五、		九〇五、	`	八五五、	五、	_	``	七七〇、	Ó	七三〇、	Q	六九五、	`	六六五、		六三五、	
一 七	一 七 一	_	$\frac{\pi}{2}$	○五五、		五、	五、		五		五、	\bigcirc	Ó	\bigcirc	Ó		Ó	0	五、	\bigcirc	五、		五、	
七五、	七五五	五	五五、	五、	〇 五 、	\bigcirc	\bigcirc	\bigcirc	\bigcirc	〇〇〇円未満	\bigcirc	$\tilde{\bigcirc}$	\bigcirc	Ö	\bigcirc	○○○円未満	\bigcirc	Ö	\bigcirc	\bigcirc	\bigcirc	〇〇〇円未満	\bigcirc	〇〇〇円未満
0	0 0		\bigcirc	0	Ō	○○○円未満	〇〇円以上	円未満	000円以上	未	000円以上)円未満	〇〇〇円以上	○円未満	000円以上	未	000円以上	〇円未満	〇 〇 円)円未満	000円以上	未	000円以上	未
	000		Ö			円 未	円以	満	円以	満	円以	満	円以	満	円以	満	円以	満	円以	満	円以	満	円以	満
〇〇〇円以上) 円 円 土 い	円土	円 円	〇〇〇円未満	000円以上	満	Ě		Ě		Ě		Ě		Ě		Ě		Ě		É		Ě	
丛上	円 末満 上)円未満	円以上	木満	丛上		_		九 五		九〇		八 五		八		七七		七三		六九		六六	
							`		五.		\circ		五.		-		七		三		九		六	

